

松江市告示第 8号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月9日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
91010	森 ケ 上 線	松江市東出雲町揖屋字森ケ上1215番17地先 " " " " 1215番14地先	令和7年1月9日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 ●○○○○○○○○▶ 森ヶ上線

